

平成24年度 埼玉県青少年健全育成条例に基づく立入調査結果について（報告）

平成25年2月12日
青 少 年 課

1 調査の目的

埼玉県青少年健全育成条例では、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止するため、有害図書等の区分陳列など、店舗に対し様々な義務を科している。条例の遵守状況を確認し、必要に応じ指導を行うことで、より一層の条例遵守を図ることが本調査の目的である。

2 調査対象

埼玉県内に所在している店舗で、条例で義務を課している店舗（書店やインターネットカフェ、カラオケボックスなど）

3 実施方法

埼玉県職員による抽出調査

立入調査証を提示の上、店内調査及び店員から聞き取りを行う。

4 調査期間

平成24年5月14日（月）～平成25年2月1日（金）

5 調査結果概要

（1）インターネットカフェ

調査店舗数 29（うち閉店4）

調査項目	指導数	遵守率（昨年度）
有害図書の区分陳列	0	100%（63.6%）
青少年利用禁止表示	0	100%（90.9%）
青少年深夜入場禁止表示	2	92.0%（89.7%）
※ 青少年のインターネット利用制限	8	68.0%（65.5%）

（2）書店等

調査店舗数 222（うち閉店15）

調査項目	指導数	遵守率（昨年度）
有害図書の区分陳列	15	90.6%（86.6%）
青少年購入禁止表示	19	88.1%（87.2%）
※ 青少年への深夜帰宅勧奨	15	84.8%（81.7%）

（注）※の付いている調査項目は、条例で努力義務となっているもの

(3) カラオケボックス

調査店舗数 38 (うち閉店1)

調査項目	指導数	遵守率 (昨年度)
青少年深夜入場禁止表示	0	100% (100%)

(4) ゲームセンター

調査店舗数 38 (うち閉店7)

調査項目	指導数	遵守率 (昨年度)
青少年の夜間・深夜入場禁止表示	0	100% (100%)

(5) コンビニエンスストア

調査店舗数 121 (うち閉店0)

調査項目	指導数	遵守率 (昨年度)
有害図書区分陳列	7	93.8% (99.7%)
青少年購入禁止表示	13	88.4% (93.1%)
※ 青少年への深夜帰宅勧奨	13	88.4% (79.1%)

(6) 刃物店

調査店舗数 114 (うち閉店6)

調査項目	指導数	遵守率 (昨年度)
青少年への有害玩具の販売等禁止	0	100% (100%)

※コンバットナイフ1本、アタックナイフ1本を確認(2店舗)

(7) 個室ビデオ店

調査店舗数 10 (うち閉店1)

調査項目	指導数	遵守率 (昨年度)
青少年深夜入場禁止表示	0	100% (100%※)

※22年度数値(23年度未実施)

(8) 携帯電話販売店

調査店舗数 64 (うち閉店6)

調査項目	指導数	遵守率 (昨年度)
説明※	0	100% (99.2%)
説明書※の交付	7	87.9% (96.6%)
書面提出時のみフィルタリング解除	3	93.0% (100%)
解除申出書の保存	0	100% (95.3%)

※説明事項及び説明書記載事項は以下のとおり

- ・ インターネットの利用により有害情報を閲覧する機会が生ずること
- ・ インターネットの不適切な利用により犯罪に巻き込まれるおそれがあること
- ・ 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは正当な理由が必要であること